

Ⅱ 令和4年度運営方針

1 事業団を取り巻く状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、ワクチン接種が進んだものの、様々な変異株が確認されるなど、未だに人々の生活や経済活動に影響を与えている。介護事業者にあっても利用控えや新規利用者の減少による利用率の低下、衛生用品などの価格高騰による経費増加など事業運営に影響を与えている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、全職種の求人数が減少している一方、介護関係職種の有効求人倍率は依然として高い水準となっており、人材の確保・育成も喫緊の課題となっている。

国では高齢者やエッセンシャルワーカーへの優先接種や、新型コロナウイルス感染症対応のかかり増し経費に対する介護報酬の特例的な評価などの対策が行われた。

世田谷区では令和3年4月から高齢者施設の巡回接種が開始され、事業団の特養ホームにおいては令和4年3月までに3回目の接種が完了した。

一方、次期世田谷区基本計画につながる計画として「(仮称)世田谷区未来つながるプラン2022-2023(実施計画)」策定の検討が進められた。計画では4つの柱を設け施策を推進するとともに、外郭団体の見直しとして「外郭団体がそれぞれの役割を最大限に発揮していくために将来を見据えながら、外郭団体改革基本方針に基づくさらなる改革に取り組む」とされた。

また、世田谷区における母子生活支援施設の今後の方向性が検討され、地域のひとり親家庭支援の拠点となるための段階的機能強化とともに、令和5年度以降の運営事業者をプロポーザルにより選定することが示された。

このような中、事業団では出勤前及びサービス利用前の検温や手指消毒など感染予防を徹底したが、一部職員や利用者に感染者が確認され、一部事業の休止など事業運営に多大な影響を受けた。

また、令和4年度から令和8年度までの「中長期経営計画」を策定し、目標達成に向けて着実に取り組み、時代の変化に的確に対応する組織・事業・経営基盤を構築していく。

さらに、コロナ禍においても利用者にとって安心・安全なサービスが提供できるよう、引き続き感染症対策を徹底し事業運営を行う。

2 運営方針

個人の人權を尊重し、利用者一人ひとりの特性を大切に、自立支援に向けて取り組むことを基本とする。

また、利用者が尊厳ある生活を継続するための、多様なニーズへの対応や個別支援を充実させる。そのため、令和4年度も施設と在宅サービス及び多職種間の連携による取り組みを強化し、医療依存度の高い方や認知症高齢者をはじめとする在宅生活の継続支援を推進する。また、事業運営などで積み上げてきたノウハウの地域への還元や区民との連携など、地域における共生社会づくりに貢献する。

経営面では、各事業の利用率などの目標管理と財政規律を徹底することで収支を改善させ、持続可能な経営基盤の確保を図る。また、介護ロボットやICTの活用による業務及び情報の共有化を推進し、サービスの質の向上・働きやすい職場づくりに取り組む。